

2015年7月

最高人民法院が中国仲裁機関の分裂に起因する管轄問題に関して司法解釈を発表

2015年7月15日、中国最高人民法院は、「上海市高級人民法院等が中国国際経済貿易仲裁委員会及びその元分会等の仲裁機関による仲裁判断の司法審査事件について照会を求めた問題に関する最高人民法院の回答」（以下「本司法解釈」といいます。）を発表しました。

中国では、仲裁機関の中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）で内紛が発生し、上海国際経済貿易仲裁委員会／上海国際仲裁センター（SHIAC）及び華南国際経済貿易仲裁委員会／深圳国際仲裁院（SCIA）が独立して以来、実務上、独立前にした仲裁合意に基づきいずれの仲裁機関に仲裁を申し立てるべきかについて混乱が生じており、仲裁が受理され、仲裁判断を得たとしても、仲裁合意と異なる仲裁機関が案件を扱ったとして、仲裁判断が取り消されたりその執行が拒絶されたりするリスクがあるともされていました。

本司法解釈は、この混乱に終止符を打つものであり、実務的に非常に重要なものです。そこで、本ニューズレターにおいては、本司法解釈の内容についてご説明いたします。

## 1 本司法解釈公布の背景事情：CIETAC の分裂

### (1) 現在の中国国内の仲裁機関

現在、上海には、涉外仲裁を取り扱う仲裁機関として、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）仲裁裁判所上海オフィスの他、上海国際経済貿易仲裁委員会／上海国際仲裁センター（SHIAC）<sup>1</sup>等があります。また、深圳には、CIETAC 仲裁裁判所華南オフィスの他、華南国際経済貿易仲裁委員会／深圳国際仲裁院（SCIA）<sup>2</sup>等があります。

### (2) SHIAC 及び SCIA の来歴

元々、SHIAC 及び SCIA は、CIETAC の分会であり、

SHIAC は「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」、SCIA は「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」という名称でそれぞれ呼ばれていました。

しかし、両分会は、CIETAC の 2012 年の仲裁規則改正に反対を唱え、自らの仲裁規則を定めるに至ります。そのため、CIETAC 北京本会は、2012 年 12 月 31 日付で、これら仲裁機関への授権を停止し、新たに前述した上海オフィス及び華南オフィスを立ち上げました（以下「CIETAC 分裂」といいます。）。

このような CIETAC 分裂の動きの中で、2012 年 10 月 22 日、中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会が SCIA へと名称を変更し、2013 年 4 月 11 日、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会が、SHIAC へと名称を変更するに至ったのです（以下、それぞれの仲裁機関が名称を変更した日を「名称変更日」といいます。）。

### (3) SHIAC 及び SCIA の成立による実務の混乱

このように、従来の「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」が SCIA へと、また、「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」が、SHIAC へとそれぞれ名称を変更したため、名称変更日前に締結された「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」又は「中国国際貿易仲裁委員会華南分会」を仲裁機関とする仲裁合意は、CIETAC 又は SHIAC、SCIA のいずれを仲裁機関としているのかが必ずしも明らかではなく、その有効性にも疑念を生むこととなり、実務上、混乱が生じていました<sup>3</sup>。

また、SHIAC 及び SCIA の成立後に新たに締結される仲裁合意についても、上海又は深圳における執行を視野に入れた場合、いずれの仲裁機関を選択すべきかという問題が生じます。実務上は、CIETAC 分裂による仲裁手続の実施あるいは仲裁判断の執行に対する影響を懸念して、可能な限り、上海又は深圳を仲裁地として指定することは避け、仲裁機関を CIETAC 北京本会あるいは香港国際仲裁センター（HKIAC）とすることが推奨あるいは提案されてき

【監修者】 [パートナー 弁護士 児玉 実史](#)

【執筆者】 [弁護士 松下 外](#)

【執筆者】 [弁護士 日野 真太郎](#)

【執筆者】 [中国律師 唐 麗花](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代) / FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代) / FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

ました<sup>iv</sup>。

#### (4) 最高人民法院の対応

最高人民法院は、2013年9月4日、各省・自治区の高级人民法院等に対し、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会及び、中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会の分裂より生じた仲裁合意の無効又は仲裁判断の取消し・執行拒絶に関する事件については、審判委員会による検討及び意見提出を経て、逐次最高人民法院へ報告をし、その回答を得た上で判断を下すべきとする旨を通知しました<sup>v</sup>。

しかしながら、最高人民法院は、CIETAC 分裂前の上記各仲裁合意条項の有効性及びこれを前提とした仲裁手続により下された仲裁判断の効力については、これまでその立場を明らかとしていなかったため、不透明な状況が2年以上続いておりました。

本司法解釈は、このような実務上の混乱について、終止符を打つ非常に重要なものです。以下、その内容についてご説明します。

## 2 本司法解釈の内容

### (1) 本司法解釈の効力等

中国では、最高人民法院が司法解釈と呼ばれる文書を発することができます。司法解釈は、法的効力を有するとされ、下級法院の具体的な裁判における判断を法的に拘束します。したがって、本司法解釈の公布施行により、今後、下級法院は、本司法解釈に従った運用をすることとなります<sup>vi</sup>。

本司法解釈は2015年7月15日に公布され、同年7月17日より施行されました。

### (2) 本司法解釈の概説

本司法解釈は、全4条からなり、それぞれ、各仲裁機関の管轄（第1条）、仲裁申立後に提起された場合の確認訴訟の扱い（第2条）、本司法解釈施行日より前に本司法解釈が定める管轄に違反して仲裁が受理された事件の取扱い（第3条）、本司法解釈施行日より前に複数の仲裁機関が事件を受理した場合の扱い（第4条）について定めています。

### (3) 各仲裁機関の管轄について（第1条）

本司法解釈第1条は、当事者が、「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」又は「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」について仲裁合意をした場合に、いかなる仲裁機関が管轄するかは、仲裁合意がされた時期に応じて異なるとしています。

#### ア 仲裁合意が名称変更日より前にされた場合

仲裁合意が、名称変更日（前述のとおり、SHIAC については2013年4月11日、SCIAについては2012年10月22日）より前にされた場合、SCIA 又は SHIAC が、管轄権を有するとされました。

また、このような場合に、当事者が、人民法院に対し、SCIA 又は SHIAC に管轄権がないことを理由とした仲裁合意無効をもって、仲裁判断を取消しもしくは執行しないことを申し立てても、このような主張は認められないとされました。これは当然の結論ですので、念のために規定したものと考えられます。

#### イ 仲裁合意が名称変更日以降本司法解釈施行日より前にされた場合

仲裁合意が、名称変更日以降（名称変更日を含む）から本司法解釈の施行日より前にされた場合、CIETAC が管轄権を有するとされました。

また、このような場合で、申立人が SCIA 又は SHIAC に対し仲裁を申し立て、被申立人が SCIA 又は SHIAC の管轄権について異議を申し立てず、当事者が仲裁判断を得たときには、当事者は、事後に人民法院に対し、SCIA 又は SHIAC に仲裁の権限がないことを理由として、当該仲裁判断を取消し、又は不執行を求めても、このような主張は認められないとされました。これは、当事者が SCIA 又は SHIAC での仲裁に異議なく仲裁判断まで至った案件につき、紛争の蒸し返しを予防する規定と考えられます。

#### ウ 仲裁合意が本司法解釈施行日以降にされた場合

仲裁合意が、本司法解釈施行日以降（施行日を含む）にされた場合、CIETAC が管轄権を有するとされました。

### (4) 仲裁申立後・第1回仲裁廷開廷前に提起された管轄に係る確認訴訟の扱い（第2条）

仲裁の申立人が、仲裁機関に対し仲裁を申し立てると同時に、仲裁機関が当該事件の管轄権について判断を下すよう要求し、当該仲裁機関が、仲裁合意が有効であることを確認して事件の管轄権を有すると判断した後、初回開廷前に、被申立人が、人民法院に対し、仲裁合意の効力に関する確認訴訟を提起する場合、人民法院はこれを受理し、裁定を下さなければならないとされました。

また、従来の司法解釈では、仲裁機関が、仲裁合意が有効であるとして事件の管轄を有すると判断した場合、人民法院は当該事件に係る仲裁合意の効力に関する確認訴訟を受理しないとされておりました<sup>vii</sup>。

しかし、本司法解釈はこの点を変更し、申立人又は仲裁機関が、人民法院に対して、従来の司法解釈に基づき、被申立人の提訴を受理してはならないとの主張をしても、かかる主張は認められないとされました。これは、従来の司法解釈との矛盾の発生を避けるための規定と考えられます。

#### (5) 本司法解釈施行日より前に本司法解釈が定める管轄に違反して受理された事件について (第3条)

本司法解釈施行日より前に、CIETAC、SCIA 又は SHIAC が、本司法解釈第1条に従うと管轄がない事件が既に受理されていた場合、仲裁判断がされた後に、当事者が、人民法院に対し、事後に仲裁機関に仲裁の権限がないことを理由とし、仲裁判断の取り消し又は不執行を求めても、このような主張は認められないとされました。

これは、本司法解釈の施行日より前に、既に受理された事件の管轄が、本司法解釈が定める管轄に違反していた場合であっても、仲裁判断がされた後は、当該仲裁判断が本司法解釈によって無効とならないとすることで、本司法解釈によって無用な紛争が発生することを予防する規定と考えられます。

なお、本司法解釈第4条と異なり、第3条では明記はされていませんが、本司法解釈施行日前に仲裁機関に受理された事件の管轄が第1条に違反していた場合は、仲裁廷の初回開廷までであれば、人民法院に対し、仲裁合意に基づく管轄の無効確認訴訟が提起でき、人民法院は本司法解釈第1条に従って管轄を判断すべきということになるかと思われま

#### (6) 本司法解釈施行日より前に複数の仲裁機関が事件を受理した場合の扱いについて (第4条)

本司法解釈の施行日より前に、CIETAC、SCIA 又は SHIAC が同一の仲裁事件を受理し、当事者が、仲裁廷の初回開廷前に、人民法院に対し、仲裁合意の効力に関する確認訴訟を提起した場合には、人民法院は本司法解釈第1条に従って管轄を判断すべきとされました。

また、本司法解釈の施行日より前に、CIETAC、SCIA 又は SHIAC が同一の仲裁事件を受理し、当事者が、仲裁廷の初回開廷前に、人民法院に対し、仲裁合意の効力に関する確認訴訟を提起しなかった場合には、先に受理した仲裁機関が管轄権を有するとされました。

### 3 まとめ

本司法解釈の内容をまとめると次のとおりです。

#### (1) 管轄

##### ア 原則 (第1条)

##### (ア) 仲裁機関を「中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会」とする仲裁合意がされた場合

合意時期が

①名称変更日より前(～2013年4月10日)である場合、SHIACが管轄を有する。

②名称変更日以降(2013年4月11日～)である場合、CIETACが管轄を有する。

##### (イ) 仲裁機関を「中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会」とする仲裁合意がされた場合

合意時期が

①名称変更日より前(～2012年10月21日)である場合、SCIAが管轄を有する。

②名称変更日以降(2012年10月22日～)である場合、CIETACが管轄を有する。

##### イ 例外 (第4条)

本司法解釈施行日(2015年7月17日)より前に、複数の仲裁機関に仲裁申立がされた場合、先に受理した機関が管轄を有する。

#### (2) 管轄に係る無効確認訴訟の出訴期間 (第2条)

仲裁合意に基づく管轄について、無効を主張する被申立人は、仲裁廷の初回開廷までに、人民法院に対し訴訟提起をすれば、受理される。

#### (3) 仲裁判断に係る無効主張の判断(第3条、第1条)

仲裁機関が、本司法解釈施行日前に、本司法解釈第1条が定める管轄に違反して事件を受理した場合であっても、仲裁判断がなされたときは、事後的に無効とならない。

本司法解釈施行後も、名称変更日後から本司法解釈施行日前に仲裁合意がされた場合で、SCIA 又は SHIAC に仲裁が申し立てられ、被申立人が異議なく仲裁判断を得たとき、当該仲裁判断は無効とならない。

### 4 結語

日中間では、裁判所の判決の承認執行が相互に認められていないため、日系企業と中国企業との間の紛争解決手段として国際仲裁を選択することが多くあります。そのため、CIETAC 分裂に端を発した仲裁機関に係る法的解釈の不透明性は、実務上大きな影響がある法的問題であり、筆者らも、中国にて仲裁実務を行う弁護士とたびたびこの問題について議論をしてきたところでした。

本司法解釈は、そのような不透明性を解消するものであり、本司法解釈によって、仲裁判断に係る法的安定性は格段に高まったと評価できます。

紛争解決手段をどうするかは、様々なファクターによって決定されるのが通常ですが、読者の皆様におかれましては、今後紛争解決手段を検討されるにあたり、本ニューズレターをご参考として頂ければ幸甚です。

vii 具体的には、「最高人民法院の仲裁合意の効力の確認に関するいくつかの問題についての回答」（法釈〔1998〕27号）第3条（当事者に仲裁合意の効力について異議がある場合で、一方当事者が仲裁機関に対して仲裁合意の効力を確認するよう申し立て、他方の当事者が人民法院に対して訴訟を提起した場合、仲裁機関が人民法院より先に申立を受理し、決定をした事案については、人民法院は受理をすることはならず、仲裁機関が申立を受理したが決定をしていない事案については、人民法院は受理をしたうえで、仲裁機関に対し仲裁を止めるよう通知しなければならないことを定めた規定）及び、「最高人民法院の「中華人民共和国仲裁法」の若干の問題に関する解釈」（法释〔2006〕7号）13条2項の規定（仲裁機関が仲裁合意の効力について判断した後、当事者は人民法院に対して仲裁合意の効力を争い、又は仲裁機関の決定を取り消すよう求めても、人民法院は受理しないことを定めた規定）を指します。

- i 上海国際経済貿易仲裁委員会／上海国際仲裁センターホームページ (<http://www.shiac.org/default.aspx>)
- ii 華南国際経済貿易仲裁委員会／深圳国際仲裁院ホームページ (<http://www.sccietac.org>)
- iii 一時期は、SHIAC による仲裁判断の執行が裁判所で認められる例と拒絶される例の双方がありました。近時は SHIAC による仲裁判断の執行を認める方向の事例が続いていました。すなわち、江蘇省では、江蘇省高級人民法院が、SHIAC による仲裁判断の執行を拒絶した蘇州市中級人民法院（2013）蘇中商仲字第4号について、その再考を蘇州市中級人民法院に対して求めています（江苏省高级人民法院发出（2013）苏执监字第0071号《通知书》）。また、浙江省でも、浙江省高級人民法院により、CIETAC 分裂前の仲裁合意に基づき SHIAC において下された仲裁判断について、執行を拒絶した寧波市中級人民法院の判断が誤りであるとして、これを取り消した結果最終的に当該仲裁判断の執行が認められた事案（寧波市中級人民法院（2013）浙甬執監字第1号）があります。
- iv 李加弟・中川裕茂「中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の上海分会と華南分会への授権取消しと契約及び仲裁の実務における今後の影響」国際商事法務40巻10号（2012）1589頁、李加弟・濱本浩平「中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の内紛と仲裁判断の執行・不執行事例の紹介」国際商事法務41巻10号（2013）1552頁、「中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の分裂とその後の実務」JCA ジャーナル60巻10号（2013）4頁、「中国国際経済貿易仲裁委員会の分裂とその後実務に関するまとめ」国際商事法務41巻11号（2013）1696頁、河村寛治「国際商事仲裁に関する最新の動向（上）- 中国仲裁機関（CIETAC）の分裂の影響」Business Law Journal（2014）111頁等
- v 「最高人民法院の仲裁についての司法審査事件の正確な審理に関する通知」法〔2013〕194号（中国語表記《最高人民法院关于正确审理仲裁司法审查案件有关问题的通知》法〔2013〕194号）
- vi 本司法解釈は、「批復」と呼ばれる形式のもので、高級法院又は解放軍軍事法院からの具体的な法律問題に係る照会に対して回答するものです。そのため、本司法解釈は、前文にて、上海市、江蘇省、広東省高級人民法院から照会があった旨を述べています。

当事務所では、世界各国の法律事務所との緊密なネットワークを活かし、国際的な企業間の大規模かつ複雑な紛争解決業務を行っております。特に、国際仲裁の分野においては、ICC 及び JCAA 等の仲裁機関は勿論のこと、SIAC（シンガポール）や HKIAC（香港）等、東南アジア各国の主要な仲裁機関における仲裁案件も取り扱っています。

本ニューズレターは、これらの業務に携わっている当事務所所属の弁護士が執筆者となり、国際紛争解決に関する新しい情報を発信するものです。皆様の日々の業務に、ぜひご活用ください。